

南砺市条例第 1 号

南砺市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第 1 条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号。以下「法」という。）に基づき、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定め、支援のための施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減を図り、もって市民の誰もが安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 法第 2 条第 1 項に規定する犯罪等をいう。
- (2) 犯罪被害者等 法第 2 条第 2 項に規定する犯罪被害者等をいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、勤務し、若しくは在学する者又は市内で活動する団体をいう。
- (4) 事業者 市内において事業活動を行う者をいう。
- (5) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者の無理解又は配慮に欠ける言動、インターネット等を通じて行われる^{ひぼう}誹謗中傷その他これらに類する行為により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、生活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。
- (6) 再被害 犯罪被害者等が、当該犯罪等の加害者から再び受ける被害をいう。
- (7) 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和 55 年法律第 36 号）第 23 条第 1 項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう。
- (8) 関係機関等 国、県、警察、他の市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。

(基本理念)

第 3 条 全て犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇

を保障される権利を有する。

- 2 犯罪被害者等の支援は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるとともに、二次的被害及び再被害が生じることのないよう十分に配慮されなければならない。
- 3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援が、途切れることなく迅速かつ公正に提供されなければならない。
- 4 犯罪被害者等の支援は、市及び関係機関等が相互に連携を図りながら協力して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援に関する施策を市の状況に応じて総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次的被害が生じることのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次的被害が生じることのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(支援体制の整備)

第7条 市は、犯罪被害者等の支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

- 2 市は、犯罪被害者等の支援に関し、関係機関等と相互に連携を図りながら協力するための体制を整備するものとする。

(相談及び情報の提供等)

第8条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、関係機関等との連絡調整を行う等必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第9条 市は、犯罪等に起因する犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し、見舞金の支給に係る制度の整備その他必要な施策を講ずるものとする。

(日常生活の支援)

第10条 市は、関係機関等と連携し、日常生活が困難となった犯罪被害者等に対し、日常生活を円滑に営むことができるよう必要な施策を講ずるものとする。

(心身に受けた影響からの回復)

第11条 市は、犯罪被害者等が犯罪等により心身に受けた影響から早期に回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第12条 市は、犯罪被害者等が二次的被害又は再被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、関係機関等との連携による保護、防犯に係る指導及び助言、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第13条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図り、又は二次的被害若しくは再被害を受けることを防止するため、一時的な住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第14条 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について事業者の理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。

(個人情報の適切な管理)

第15条 市、事業者及び関係機関等は、犯罪被害者等又はその関係者から提供を受けた個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(市民等及び事業者の理解の増進)

第16条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性、二次的被害の防止の重要性等について市民等及び事業者の理解を深めるため、広報及び啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第17条 市は、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等の支援を推進することができるよう、犯罪被害者等の支援に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映)

第18条 市は、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、犯罪被害者等及び関係機関等からの意見を把握し、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に反映するよう努めるものとする。

(支援を行わないことができる場合)

第19条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合その他の犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合は、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。